

保険医療機関における掲示（施設基準）

当院では、令和6年度6月の診療報酬改訂に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上の掲載を行っております。

医療 DX 推進体制整備加算

当院ではオンライン請求を行っております。電子資格確認で取得した診療情報を診察室で閲覧、又は活用できる体制を有しています。マイナンバーカードの利用について、お声かけやポスター掲示を行っています。電子処方箋の発行及び、電子カルテ共有サービスなどの医療 DX に係る取り組みを実施しております。

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報（薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報）を取得・活用して診療を行っております。

明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療情報の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書発行を希望されない方は、受付へお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。これにより、供給不足の医薬品であっても有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方の場合は選定療養費として後発品との差額の一部が自己負担となりました。

長期収載品とは、後発医薬品のある先発医薬品で、後発品収載から5年経過しているなどの要件にあった医薬品を指します。対象医薬品は厚生労働省ホームページ公開されています。